

# 関係者からのヒアリング概要

## ヒアリング対象

卸売団体	3 団体
小売団体	2 団体
検査機関	1 団体
精米工場団体	1 団体
精米工場	2 工場
精米店	1 0 店

## 論点 1 品位の表示について

- 砕粒を再投入する工程はなく、自然に発生するものである。砕粒を入れる行為は、逆に手間がかかる。(精米工場)
- 表示をするとすれば「砕粒 %」ではなく、「規格外品」、「アウトレット品」という消費者にわかりやすい表示としてはどうか。(精米店)
- 砕粒の割合が、食味に影響するのであれば、消費者の商品選択時の情報として有用となる。そこで、食味について、砕粒の含有割合に影響されるかどうか食味試験を実施したところ、15%程度までは差がないという結果がある。(精米工場団体：参考資料2)
- 精米店では、砕粒をふるう設備に差があり、一律での対応は困難ではないか。また、精米店では砕粒や整粒の割合を測ることはできないため、表示の実行可能性は難しい。表示する場合には測定方法を考慮してほしい。(小売団体・検査機関)
- 業界のガイドライン普及は十分ではないが、ガイドラインの基準より品位の低い製品は通常製造されていない。(卸売団体)
- 米袋の透明化の推進によって砕粒の状態はわかるのではないか。ただし、透明にする部分に限度がある。(卸売団体)

## 論点2 農産物検査法の証明によらない品種・産年の表示について

- 農産物検査法の証明を受けたものしか購入していない。農産物検査法以外の証明については、現場でどのような方法なら対応できるのか、想定できない。(卸売団体・精米工場団体)
- 米は、全国で多種類の品種が栽培されている。農産物検査法以外に、表示を担保する新たな制度を導入するには、相当の時間がかかるのではないか。(卸売団体・検査機関)
- 玄米の入手先は卸しとの契約が基本であるが、農協や生産者との契約もある。農産物検査法の証明書がないものについては、表示ができない。(精米店)
- 農産物検査法の証明書の記録は確認し、保管している。(精米店)
- 製品について、DNA検査はしたことがない。(精米店)
- DNA検査が簡単にできる簡易キットを開発中であるが、農産物検査法以外ではコストがかかるため、消費者にコスト分を負担してもらうことになる。(検査機関)
- 新たに制度を導入するに当たり、情報の信頼性を確保するために慎重に検討する必要があるのではないか。(卸売団体)

## 論点3 複数原料米の都道府県名等の産地・品種・産年の表示について

- 複数原料米の取り扱いは1割程度である。業務用を複数原料米にしている。(精米工場)
- 複数原料米の原料米は、食味を調整するための米、価格に見合った原料米、原料の端数などを組み合わせるため、ユーザーの意向や原料米の在庫、価格動向に応じて配合割合が変わることから、表示の切換えの対応は物理的にむずかしい。(精米工場団体)
- 複数原料米の配合比率を表示すると真似をされ安い原料で作る業者が現れるため表示できない。(精米店)
- 複数原料米には食味をよくするものもあり、在庫の処理で混ぜるものばかりではない。(精米店・卸売団体)
- 様々な種類の包材が必要となってくるのでコストがかかる。(小売団体・卸売団体)
- 複数原料米のアイテム数は事業者により10～50アイテムある。包材の単価はポリ袋・5キロ/20円、紙・5キロ/30円、アルミ・5キロ/50円、和紙5キロ/130円である。(精米店)